

まん延防止等重点措置下における市立学校の教育活動について (令和3年4月19日時点)

令和3年4月20日から、神奈川県に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、まん延防止等重点措置が適用されることとなり、本市はその対象地域となりました。まん延防止等重点措置期間中における市立学校の教育活動につきましては、感染防止対策を徹底した上で、概ね通常の教育活動を継続実施することといたしますので、お知らせします。

1 教育活動全般について

- ・市立学校においては、子どもの学びを最大限確保することを前提に、感染防止対策を徹底した上で、概ね通常の教育活動を、継続して実施します。
- ・登下校時においては、マスクを可能な限り着用する等、感染防止対策を十分講じるとともに、地域住民への配慮を行います。
- ・通学に公共交通機関を利用している高等学校全日制及び中高一貫教育校は、時差通学を行います。また、高等学校定時制及び特別支援学校等については、学校や児童生徒の状況を踏まえ、適切に対応します。

2 校外学習について

(1) 修学旅行・自然教室等の宿泊行事

- ・目的地の感染状況、関係自治体の方針等をしっかりと把握した上で、実施する前提で準備を進めます。

(2) 校外行事

- ・県外への移動を伴う活動は、中止または延期とします。
- ・県内の移動も含め、できるだけ公共交通機関の利用を避けます。やむを得ず公共交通機関を利用する場合には、少人数のグループでの利用とします。

3 部活動について

- ・「川崎市立学校の部活動に係る方針」に準拠し、各学校の方針に基づいて活動します。
- ・校外活動は、県大会や県コンクール等の上位大会等及びそれにつながる予選会等を除き、原則として、中学校では同一区内や近隣校での活動とします。高等学校では県内までの活動とします。

【問合せ先】

(学校運営に関すること)

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 細見、南谷、五味 電話 044-200-3284、3318、3067

(部活動に関すること)

川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課 村石 電話 044-200-3292